

指定日と申請締切日について

<指定について>

月に1回開催される社会福祉審議会(部会)に諮問します。(通常毎月最終月曜日)
部会で指定「可」との答申を受けた医師について、部会の翌日付で指定します。

○令和6年度予定○

指定日	申請締切日	備考
5月28日	5月12日	
6月25日	6月9日	通常より早い締切です。
7月30日	7月12日	
8月27日	8月12日	
10月1日	9月12日	
10月29日	10月12日	
11月26日	11月11日	
12月17日	12月2日	通常より早い締切です。
1月28日	1月12日	
2月18日	2月4日	通常より早い締切です。
3月18日	3月4日	通常より早い締切です。

※手続き締め切りを過ぎたものについては、翌月部会への諮問となります。

なお、書類申請の場合、当所に申請締切日までに到着したものを当月の部会に諮問します。

例:7月10日に申請(書類到着)→7月部会に諮問。指定可の場合7月30日付指定。

7月13日に申請(書類到着)→8月部会に諮問。指定可の場合8月27日付指定。